

第3回

(令和8年3月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年3月10日（火）午前9時30分から午前10時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 8名
1番委員 柳瀬 真也・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・10番委員 尾方 安枝子
- 4 欠席委員 2番委員 古里 直樹、9番委員 中村 竜郎
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第7号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議題8号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第9号案 農用地利用集積等促進計画について
議第10号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

- 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、8番・1番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

5番 2/26女性農業委員研修報告

議長 他にはございませんか。無いようですので、議第7号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第7号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について私から調査報告をします。

（調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）従業員1人で忙しい時に妹さんが来られます。経営面積1368aの内、田が1152aで、WCS900a、残りは飼料作物を作られています。畑が216aあり、飼料作物、野菜、果樹を作られています。繁殖牛成牛1頭、子牛2頭飼育されています。3条調査項目により

報告します。1番2番(通作距離):300mです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(価格):贈与ですので0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(借地農地の利用計画):WCSを作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。親戚関係にあり、もともと野菜を作られていたということで、今回取得をされるということです。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力3人)です。経営面積は79aで、全て田で自己保全管理です。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):20m、1分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):全部で100万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):草刈機他。8番(取得農地の利用計画):ジャガイモや白菜等の野菜を作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番と4番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8番 (調査番号3)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積は0aで、今回が初めての農地取得です。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):4km、15分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与ですので0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):草刈機他。8番(取得農地の利用計画):自家用野菜を作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号4)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。賃借期間10年間です。賃借人の経営内容について報告します。従業員20人です。経営面積は1138aで、田が673a、畑が465a全て飼料作物を作付けされています。酪農の成牛569頭、育成牛162頭、和牛39頭飼育されています。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):1.5km、10分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(賃借料):10a当り5,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):飼料作物を作付け予定です。9番(周辺地域との関

係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成です。申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成です。申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成です。申請どおり許可するものとします。調査番号4番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成です。申請どおり許可するものとします。次に議第8号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第8号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、1番委員から調査報告を行います。

1番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可後に着工の予定です。3番(資金調達)：全て借入金です。4番(転用面積)：問題なし。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 上下水道とも、町のものにつなげます。7番(防除措置) 土砂の流出は、問題ありません。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。価格については、4,490,000円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成です。申請どおり許可するものとします。次に議第9号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第9号案農用地利用集積等促進計画について(朗読)

今回、所有権移転が10件、利用権設定が19件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1番～19番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。次に議第10号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

- 事務局 議第10号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について、木上地区から調査報告をお願いします。
- 7 番 調査番号1番について、木上地区を代表して7番委員から調査報告します。
（調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。3月6日午後1時から木上地区委員で現地調査を行いました。現地は長年耕作された形跡は無く、今後も到底耕作されることは無いため、協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。
- 議 長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。
質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。
- 議 長 ご質問等はございませんか。それでは、これを持ちまして3月総会を閉会いたします。
終了後、売買・貸借相談案件担当決め
農作業賃金表
営農座談会への参加について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

農業委員会会長

8 番 農 業 委 員

1 番 農 業 委 員